

議案第14号

三朝町印鑑条例の一部改正について

次のとおり三朝町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例（昭和50年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> (登録の拒否) 第5条 略	(印鑑の登録) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u> (登録の拒否) 第5条 略

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票）

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

（1）及び（2） 略

（3） 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

（4）～（7） 略

（8） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

（登録事項の修正）

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳の記録に変更があつたときは、

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票）

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

（1）及び（2） 略

（3） 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

（4）～（7） 略

（8） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

（登録事項の修正）

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳の記載事項に変更があつたとき

第12条の規定により印鑑の登録を抹消する場合を除き、印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。 (登録の抹消等) 第12条 略 2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) <u>意思能力を有しない者となったとき。</u> (4)及び(5) 略 3 略	は、第12条の規定により印鑑の登録を抹消する場合を除き、印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。 (登録の抹消等) 第12条 略 2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) <u>後見開始の審判を受けたとき。</u> (4)及び(5) 略 3 略
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。